伐採に該当する危険木等の考え方

１　危険木の選定基準

1. 直径２０センチメートル以上で、かつ、樹高が5メートル以上もので、倒木により家屋等に被害を与えるおそれのある立木
2. 直径２０センチメートル以上で、かつ、樹高が5メートル以上のもので、住宅又は市民の生命及び財産に被害を与えるおそれのある倒木
3. 林縁部の急傾斜地などの地形が不安定な場所に生えている。
4. 根が地面から露出していて不安定である。
5. 枯れている。
6. 現在は枯れていないが状態が悪く、今後枯れる可能性がある。
7. 他の樹木から離れていて、風の影響を受けやすい。
8. 根が浅い、折れやすい、枯れやすい、斜めに生えている（傾倒木）等の倒木しやすい特徴を持った樹木。
9. 周囲の樹木を危険木として伐採することにより、「（６）もしくは（７）」の要因に該当する恐れがある樹木。
10. 居住しているか空き家であるか。

２　事業実施要件

　・危険木の選定基準（１）及び（２）の危険木であること。

　・危険木の選定基準（３）以下は優先順位の考え方とする。

３　事業実施優先順位

1. 危険木の選定基準（１）及び（２）の危険木
2. 家屋が林縁部に隣接し、背後地に危険木の選定基準（３）から（１０）に該当する危険木が多い区域にある危険木
3. 家屋から林縁部に隣接するか少し離れており、危険木処理により危険度が低下する区域にある危険木
4. 家屋などから距離が離れている危険木
5. ①～④の各項目の中における危険木の優先順位については、危険木判定表（注）によりランク付けを行う。

（注）　危険木判定表

危険木の判定は、危険木診断表の各項目について調査し、表にまとめ判定する。

（容姿診断については表－１、健康診断については表－２により判断し、表－３により危険度評価を行う。）

1. 診断の方法

　 診断は各調査木について、地上部の容姿を主体とする容姿診断基準（表－１）及び、
 腐朽の程度に基づく健康診断基準（表－２）により行う。

表－１　容姿診断基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 診断項目 | 樹木の見方 | ラ　ン　ク |
| １ | ２ | ３ | ４ |
| 樹形 | 樹幹の傾斜、曲がりの有無等全体が自然樹形か | 自然樹形である幾分乱れている | かなり乱れている | 著しく乱れている | 自然樹形ではない |
| 梢頭・枝の枯損や折れ | 枯枝等の有無 | 少しあるが、目立たない | かなり多い | 著しく多い | 枯死している |
| 枝葉の密度 | 樹木全体の枝葉密度のバランスがとれているか | 全体に密、一部疎 | 全体にやや疎 | 著しく疎 | 着葉が見られない |
| 葉の色・形・大きさ | 健全木と比較した場合 | 正常、幾分悪い | かなり悪い | 著しく悪い | 葉が縮み変色している |
| 病害虫 | 病状、害虫の出現 | 病害虫の疑いあり | 被害が確認できる | 被害が著しい | 枯死に近い |
| 剪定 | 樹幹を整える剪定が適切か | 適度の剪定 | 強度の剪定 | 著しい剪定 | 主幹が切断されている |

表－２　健康診断基準

|  |  |
| --- | --- |
| 診断項目 | ラ　ン　ク |
| １ | ２ | ３ | ４ |
| 傷 | ①傷がない②傷があっても小さい（1～2個） | ①傷が大きい②小さい傷が多い③傷が深い④傷が生長に影響がある | ①傷が幹周の1/3程度の広がり②傷が幹径の1/3程度の深さ③傷が生長に著しく影響がある | ①傷が幹周の1/2以上の広がり②傷が幹径の1/2以上の深さ③根切等により20度以上傾斜④倒木の恐れがある |
| 腐朽 | ①腐朽が認められない | ①腐朽が初期で幹に浅い部分②腐朽が生長に影響がある | ①腐朽が幹周の1/3程度の広がり②腐朽が幹径の1/3程度の深さ③腐朽が生長に著しく影響ある | ①腐朽が幹周の1/2以上の広がり②根幹全体の腐朽が著しい③風により倒木の恐れがある |

1. 評価の方法

　　　各調査木について、容姿診断・健康診断の結果から、表－３の評価基準に従い、健全、
　　やや注意、要注意、危険の４ランクに区分して総合評価し、さらに危険をやや危険、か
　　なり危険に細分化する。

表－３　評価基準

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価 | 内　容 |
| １　健全 | 1. 樹幹・枝条に剝皮などの損傷があっても、軽微で範囲が小さい。
2. 腐朽が認められない。
 |
| ２　やや注意 | 1. 損傷程度が大きい。
2. 腐朽が初期段階で、樹幹の浅い部分にとどまっている。
 |
| ３　要注意 | 1. 損傷が幹周の1/3程度の広がり、若しくは枝径の1/3程度の深さである。
2. 腐朽が幹周の1/3程度の広がり、若しくは幹径の1/3程度の深さである。
3. 樹勢の衰えが著しい。
 |
| ４、５　危険木 | 1. 損傷が幹周の1/2程度の広がり、若しくは幹径の1/2程度の深さである。
2. 腐朽が幹周の1/2程度の広がり、末期腐朽状態である。

地下部の根系全体が末期腐朽状態である。1. 放置すれば倒木の危険性がある。
 |

※５かなり危険木と４やや危険木の区分

　５　かなり危険木

　　　　樹幹や根株の損傷、腐朽が末期的症状になるまで進み、そのため健全部が少なく、倒伏の危険性がかなり高くなっているものを、樹木の形や衰退度なども考慮して、かなり危険木とする。

４　やや危険木

　　　樹幹や根株の損傷、腐朽が進んでいるが、まだ、比較的厚い健全部があるなど、末期的症状に至らず、倒伏の危険性が緩和されているものを、樹木の形や衰退度なども考慮して、やや危険木とする。